

JSC 第三者相談窓口 「LINE」による相談窓口を2月8日より試験的に導入開始

日本スポーツ振興センター(JSC: JAPAN SPORT COUNCIL)は、トップアスリートに関わる暴力やハラスメントの相談を受け付ける窓口として、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)であるLINEを活用した窓口を明日2月8日より試験的に導入します。

JSCでは、平成26年1月よりメールや電話による第三者相談窓口^{※1}を設置してきました。一方で、若年層のコミュニケーション手段としてSNSの活用が広がっていることから、若年層のいじめ対策、自殺の防止対策、被災者のメンタルケア、職場でのハラスメント対策として、SNS相談窓口を開設するケースが見られます。JSC第三者相談窓口の対象となるトップアスリートにおいても若年層が多く含まれるため、SNS相談窓口の開設および運用の在り方について検討を行うことを目的とし、LINEによる相談窓口を試験的に導入することとしました。

記

【実施期間】平成31(2019)年2月8日(金)～3月7日(木)

【相談対象者】トップアスリート^{※2}

【相談内容】直近1年以内(2018年1月～12月)に行われたスポーツ指導における暴力行為等^{※3}

試験終了後は検証を実施し、SNS相談窓口の常設に向けて検討を進めます。JSCでは相談しやすい環境の整備を行うとともに、暴力・ハラスメント「0(ゼロ)」を目指してインテグリティ確保のための活動に取り組んでいきます。

- ※ 1 スポーツを行う者の権利利益の保護及びスポーツに関する活動の公正かつ適切な実施の確保への取組として、平成26年1月、「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会」を設置し、トップアスリートに対して直近4年以内に行われたスポーツ指導における暴力行為について相談を受け付けています。この暴力行為とは、暴力のほか、パワハラやセクハラ等も含まれます。
- ※ 2 トップアスリートの定義はJSC第三者相談・調査制度に準ずる。具体的には、オリンピック競技大会代表選手、パラリンピック競技大会代表選手、公益財団法人日本オリンピック委員会が認定するオリンピック強化指定選手、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会が認定するJPC強化指定選手、のいずれかに該当する人。また、相談を行った時点において、上記の地位・身分でなくなってから4年を経過しない人も相談の対象となります。なお、従来の制度では、トップアスリートの関係者も相談対象者に含まれますが、今回はトップアスリートに限定して実施します。関係者からの相談があった場合は、通常の第三者相談・調査制度での受付に引き継いで対応します。
- ※ 3 従来、相談の対象となるケースは、トップアスリートに対して直近4年以内に行われたスポーツ指導における暴力行為等であるため、本試験的導入期間中にSNSを通じて寄せられた相談の中で、直近1年よりも遡る事案については、通常の第三者相談・調査制度での受付に引き継いで対応します。